

(証券コード 1821)  
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都中央区佃二丁目1番6号  
**三井住友建設株式会社**  
代表取締役社長 新井英雄

### 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成27年6月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区佃二丁目1番6号  
当社本店（2階会議室）
3. 目的事項

- 報 告 事 項**
- 1 第12期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第12期計算書類報告の件

- 決 議 事 項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役9名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、52頁から53頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成27年6月25日(木曜日)午後5時45分までに行使してください。

##### (3) 複数回議決権を行使された場合

当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
    - ①連結計算書類の連結注記表
    - ②計算書類の個別注記表従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
  - 株主総会参考書類及び添付書類(事業報告、連結計算書類、計算書類)の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
  - 当社ウェブサイト (<http://www.smcon.co.jp>)

(添付書類)

## 事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、消費税増税による個人消費の大幅な落ち込みや天候不順等の影響から景気の冷え込みが心配されましたが、底堅い雇用・所得環境の中で、政府による成長戦略の推進や日銀による積極的な金融緩和施策に加え原油価格の下落や円安の影響もあって、企業収益は引き続き改善傾向を示しており、景気は緩やかな回復基調が続きました。

国内建設市場におきましても、震災復興事業が本格化する一方で、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備計画も動き出しており、建設需要は引き続き強含みで推移しております。しかしながら、建設技能労働者の慢性的な不足感や高齢化の進行など、建設業界の構造的な問題は続いており、施工面・コスト面で革新的、効率的な施策の取り組みなどの抜本的な企業努力が求められております。

このような状況下、現在推進中の「第4次中期経営計画2013-2015」の第2期となる当期の業績は以下のとおりとなりました。

まず、当社グループの売上高につきましては、3,778億円（前年度比49億円減少）となりました。

次に、収益面につきましては、売上総利益率の改善により、売上総利益は280億円（前年度比51億円増加）、経常利益は120億円（前年度比40億円増加）、当期純利益は70億円（前年度比28億円増加）となりました。

なお、当社が発行した全ての優先株式については、当期において消却を完了いたしました。配当につきましては、普通株式への復配をお諮りさせていただきます。

今後も安定的、継続的な配当ができるよう、業績の向上と収益基盤の強化を図ってまいります。

(ご参考)

①当社部門別の受注高・完成工事高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高	
建設事業	土 木	175,039	151,955	96,035	230,958
	建 築	184,949	204,189	188,060	201,078
合 計	359,989	356,144	284,096	432,037	

②当期の主な受注工事(当社)

発注者名	工事名称
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路 谷ヶ山トンネル西工事
ベトナム高速道路公社	南北高速道路建設工事(ベン・ルック～ロン・ティン区間)パッケージJ2
宮城県	鹿折川河川外災害復旧工事(その3)
ヒラツカ特定目的会社	<平塚日産車体計画>本体建築工事 (仮称)ららぽーと平塚立体駐車場棟新築工事
東京建物株式会社 三菱地所レジデンス株式会社	(仮称)中央区新川二丁目計画
日野自動車株式会社	日野自動車(株) 古河工場 第5、6工場 新築工事

※建設事業の構成比率：土木工事 42.7%、建築工事 57.3%

官民比率：官公庁工事 37.8%、民間工事 62.2%

③当期の主な完成工事(当社)

発注者名	工事名称
ベトナム社会主義共和国 運輸省	ニャッタン橋(日越友好橋)建設工事 パッケージ1
中日本高速道路株式会社	第二東名高速道路 郡界川橋工事
国土交通省	東北中央自動車道 栗子トンネル(山形側2期)工事
東京建物株式会社 住友不動産株式会社	(仮称)有明北2-2-A街区計画新築工事
住友不動産株式会社	(仮称)平河町計画新築工事
王子コンテナ株式会社	王子コンテナ株式会社 福島工場 増強工事

(2) 資金調達及び設備投資等の状況

資金調達につきましては、主に金融機関からの借入金でまかないました。

また、当期中に実施いたしました設備投資の総額は24億円であり、主なものは、工事中機械の購入等であります。

### (3) 対処すべき課題

現在推進している「第4次中期経営計画2013-2015」の第2期となる当期については、グループを挙げて本計画の諸施策に取り組んだ結果、国内・海外の建設事業は堅調に推移し、最終年度の計画値を1年前倒しでクリアすることができました。

	第2期計画	実績	<第3期（最終年度）計画>
売上高	3,550億円	3,778億円	<3,600億円>
営業利益	75億円	123億円	<95億円>
経常利益	51億円	120億円	<65億円>

現状の自己資本の実情に鑑み、内部留保の一層の充実を図り、業績の向上と強い事業基盤の構築により安定的な配当施策につなげるよう引き続き取り組んでまいります。新体制のもとでスタートしました平成27年度（本計画の最終年度）の重点施策は次のとおりであります。

#### ○第4次中期経営計画の完遂

～人材と技術に立脚する安定した高収益体質の構築～

選択と集中による戦略的な受注活動を進めるとともに、海外事業の更なる強化に努めてまいります。また、協力会社との強固なパートナーシップを推進し、強力な施工集団を構築してまいります。

#### ○新たな価値創造への挑戦

中長期的な視点で技術戦略を捉え、生産性向上技術（省人化、省力化、IT等）の積極的推進や、土木と建築を融合した技術開発促進のため、平成27年4月1日付で技術本部を立ち上げました。異業種とのコラボレーションも視野にイノベーションの実現を図ってまいります。また、事業環境の変化に対応し、維持更新、PFI、再生可能エネルギーなど、新たな事業機会の開拓を進めてまいります。

震災復興、オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備、国土強靱化・地方創生など、私たち建設業の担うべき役割は、より一層重要なものになると確信しております。

コーポレートガバナンスを徹底するとともに、引き続き透明性の高い経営を維持し、本業収益力の強化を図ることで、企業価値の一層の増大を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ①当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第 9 期	平成24年度 第 10 期	平成25年度 第 11 期	平成26年度 第12期(当期)
売 上 高(百万円)	313,558	342,727	382,724	377,825
経 常 利 益(百万円)	3,311	4,612	7,989	11,998
当期純利益(百万円)	1,374	2,042	4,201	6,955
1株当たり当期純利益(円)	4.82	4.56	5.51	8.59
総 資 産(百万円)	233,608	221,416	250,716	279,450
純 資 産(百万円)	22,004	25,361	30,074	40,190

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済普通株式数に基づき算出しております。

##### ②当社の財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第 9 期	平成24年度 第 10 期	平成25年度 第 11 期	平成26年度 第12期(当期)
受 注 高(百万円)	263,048	290,605	302,131	356,144
売 上 高(百万円)	247,037	256,117	280,612	284,111
経 常 利 益(百万円)	1,389	1,200	2,149	7,728
当期純利益(百万円)	719	509	1,664	5,735
1株当たり当期純利益(円)	2.52	0.79	2.18	7.09
総 資 産(百万円)	188,742	169,529	191,178	218,486
純 資 産(百万円)	13,805	14,753	16,213	23,205

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済普通株式数に基づき算出しております。

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
三井住建道路株式会社	1,329百万円	54.6%	道路舗装他
S M C リフォーム株式会社	216百万円	100.0%	リニューアル工事他
S M C コンクリート株式会社	100百万円	100.0%	コンクリート二次製品の製造・販売他
S M C 商事株式会社	100百万円	100.0%	建設資材販売他
S M C テック株式会社	100百万円	100.0%	仮設資機材リース他
S M C シビルテクノス株式会社	270百万円	100.0%	土木リニューアル工事他
S M C C フィリピンズ	14百万 <sup>フィリピン ペソ</sup>	40.0%	総合建設業
S M C C タイランド	5,000千 <sup>タイ バーツ</sup>	46.5%	総合建設業
S M C C コンストラクションインド	2,000千 <sup>インド ルピー</sup>	80.0%	総合建設業

(注) 当期末における連結対象子会社は17社、持分法適用会社は1社であります。

## (6) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-23)第200号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(15)第1号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (7) 主要な営業所等

### ①当社

本 店 東京都中央区佃二丁目1番6号  
技術開発センター 千葉県流山市駒木518番地の1

### 支 店

北海道支店	(札幌市中央区)	静岡支店	(静岡市葵区)
東北支店	(仙台市青葉区)	中部支店	(名古屋市中区)
東関東支店	(千葉市美浜区)	大阪支店	(大阪市中央区)
東京土木支店	(東京都中央区)	広島支店	(広島市中区)
東京建築支店	(東京都中央区)	四国支店	(愛媛県新居浜市)
国際支店	(東京都中央区)	九州支店	(福岡市博多区)
横浜支店	(横浜市神奈川区)		

### 海外事務所

マニラ	(フィリピン)	ジャカルタ	(インドネシア)
グアム	(アメリカ)	バンコク	(タイ)
ハノイ	(ベトナム)	ヤンゴン	(ミャンマー)
シンガポール	(シンガポール)		

### ②子会社

国 内 三井住建道路株式会社(東京都新宿区)  
SMCリフォーム株式会社(東京都中央区)  
SMCコンクリート株式会社(栃木県下野市)  
SMC商事株式会社(東京都中央区)  
SMCテック株式会社(千葉県流山市)  
SMCシビルテクノス株式会社(東京都新宿区)

海 外 施美高(上海)工程有限公司(中国)  
SMCCフィリピンズ(フィリピン)  
SMCCウタマインドネシア(インドネシア)  
SMCCタイランド(タイ)  
SMCCコンストラクションインド(インド)



## (8) 従業員の状況

### ①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,171 名	164 名

### ②当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,285 名	45 名	46.7 歳	22.6 年
女 性	210	20	40.5	17.8
計	2,495	65	46.2	22.2

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

## (9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,245 百万円
株 式 会 社 新 銀 行 東 京	2,200
株 式 会 社 東 京 ス タ ー 銀 行	1,950
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,662
株 式 会 社 三 重 銀 行	1,425
株 式 会 社 あ お そ ら 銀 行	1,187

## (10) その他

当社グループの三井住建道路株式会社が、東日本高速道路株式会社東北支社及び国土交通省東北地方整備局が発注する工事に關し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成27年1月28日、公正取引委員会の立入検査を受けました。同社は、公正取引委員会の調査に全面的に協力しております。

また、当社といたしましては、同社のコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築をあらためて指導・支援するとともに、グループ内部統制の更なる強化に努めてまいる所存でございます。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 単元株式数	普通株式	100株
	第一回優先株式	100株
	第二回A種優先株式	100株
	第三回A種優先株式	100株
	第三回B種優先株式	100株
	第三回C種優先株式	100株
	第三回D種優先株式	100株
(2) 発行済株式の総数	普通株式(自己株式482,953株を含む。)	813,366,605株
	第一回優先株式	0株
	第二回A種優先株式	0株
	第三回A種優先株式	0株
	第三回B種優先株式	0株
	第三回C種優先株式	0株
	第三回D種優先株式	0株
(3) 当期末株主数	普通株式	111,016名
	第一回優先株式	0名
	第二回A種優先株式	0名
	第三回A種優先株式	0名
	第三回B種優先株式	0名
	第三回C種優先株式	0名
	第三回D種優先株式	0名

### (4) 大株主の状況

株主名	持株数(単位：千株)	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	34,443	4.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,107	3.95%
三井不動産株式会社	16,376	2.01%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	16,000	1.97%
松井証券株式会社	15,400	1.89%
住友不動産株式会社	13,854	1.70%
H A Y A T	12,049	1.48%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	10,804	1.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	9,402	1.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	9,349	1.15%

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式総数から自己株式482,953株を除いております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当する事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等(平成27年3月31日現在)

氏 名	会社における地位及び担当、重要な兼職の状況	
則久芳行※	代表取締役社長 執行役員社長	
永本芳生※	代表取締役 執行役員副社長	監査・秘書・広報・企画・関連事業・管理本部・ 事業開発推進本部・国際本部管掌 監査部担当役員
中島敏雄※	代表取締役 執行役員副社長	安全・建築管理本部・建築営業本部・設計本部管掌
岩澤和夫※	取締 専務執行役員	建築管理本部長、調達センター(建築)担当役員、国 際本部 副本部長
新井英雄※	取締 専務執行役員	土木本部・技術研究開発本部管掌 土木本部長、安全環境統轄部・調達センター(土木) 担当役員
廣川和彦※	取締 専務執行役員	建築営業本部長
君島章兒※	取締 常務執行役員	秘書室・広報室担当役員、管理本部長
佐藤友彦※	取締 常務執行役員	企画部・関連事業部担当役員
北井久美子	取締 役	勝どき法律事務所 弁護士 株式会社協和エクシオ 社外取締役 宝ホールディングス株式会社 社外監査役 東京都公安委員会 委員
野崎正志	常勤監査役	
加藤善行	常勤監査役	
渡辺宗樹	常勤監査役	
村上愛三	監査役	紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士
長島 讓	監査役	住友金属鉱山株式会社 経営企画部担当部長

- (注) 1. 取締役北井久美子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役長島讓氏は、社外監査役であります。
3. 取締役北井久美子氏、常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役長島讓氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
4. 取締役北井久美子氏は、TMI総合法律事務所の顧問弁護士に就任していましたが、平成26年7月1日付で勝どき法律事務所を開設いたしました。また、同氏は平成26年6月24日付で、株式会社協和エクシオの社外取締役に就任しております。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動
- (1) 平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。
- |         |       |
|---------|-------|
| 取締<br>役 | 中島敏雄  |
| 取締<br>役 | 廣川和彦  |
| 取締<br>役 | 北井久美子 |
| 監査<br>役 | 渡辺宗樹  |
| 監査<br>役 | 長島 讓  |
- (2) 平成26年6月27日任期満了により次のとおり退任いたしました。( )内は従前の地位であります。
- |         |        |
|---------|--------|
| 福 田 正 勝 | (取締 役) |
|---------|--------|

織田直毅 (取締役)  
 菊地俊二 (常勤監査役)  
 北村基樹 (監査役)

- (3) 平成26年6月27日開催の取締役会において次のとおり選定され、それぞれ同日就任いたしました。( )内は従前の地位であります。  
 代表取締役社長 則久芳行 (代表取締役社長)  
 代表取締役 永本芳生 (代表取締役)  
 代表取締役 中島敏雄
- (4) 平成27年4月1日付異動は次のとおりです。( )内は従前の地位であります。  
 代表取締役会長 則久芳行 (代表取締役社長)  
 代表取締役社長 新井英雄 (取締役)
6. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成27年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏名	会社における地位及び担当	
田原一光	常務執行役員	国際支店 ハノイ事務所駐在
春日昭夫	常務執行役員	土木本部 副本部長、国際本部 副本部長
三森義隆	常務執行役員	建築営業本部 副本部長
杉尾裕嗣	常務執行役員	国際本部長
益子博志	常務執行役員	東北支店長
篠原邦夫	常務執行役員	東京建築支店長
増野周一	常務執行役員	国際支店 シンガポール事務所長
伊藤辰彦	常務執行役員	設計本部長
大槻恒久	常務執行役員	土木本部 副本部長
池尻茂樹	常務執行役員	国際支店長付 (SMCCコンストラクションインド社長)
村上哲朗	常務執行役員	土木本部 副本部長
西村憲義	執行役員	技術研究開発本部長
端戸久仁夫	執行役員	東京建築支店 副支店長
原健郎	執行役員	中部支店長
相良毅	執行役員	建築管理本部 副本部長、建築営業本部 副本部長
辻良樹	執行役員	国際支店長
能森雅己	執行役員	事業開発推進本部長
三宅悟	執行役員	東京土木支店長
毛利俊彦	執行役員	大阪支店長
財前英広	執行役員	建築営業本部 本部次長 兼 建築営業統括部長
山内卓	執行役員	建築管理本部 本部次長
碓井正夫	執行役員	設計本部 副本部長
石川真吾	執行役員	横浜支店長
秋月伸治	執行役員	四国支店長

(注)平成27年3月31日付にて次のとおり退任いたしました。( )内は退任直前の地位であります。

田原一光	(常務執行役員)
篠原邦夫	(常務執行役員)
増野周一	(常務執行役員)

## (2) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支給人員	支給額
取締役	11名	62
監査役	7名	38
合 計	18名	100

- (注) 1. 上表の員数には、平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名が含まれております。
2. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額総額25百万円以内、監査役月額総額6百万円以内であります。
3. 使用人兼務取締役の使用人給と相当額は上表の支給額とは別枠であり、その支給総額は40百万円であります。
4. 上表の支給額のうち、報酬等の支給を受けた社外役員5名に対する報酬等の総額は20百万円であります。
5. 期末現在の取締役は9名、監査役は5名であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

#### ア 取締役 北井久美子氏

勝どき法律事務所 弁護士、株式会社協和エクシオ 社外取締役、宝ホールディングス株式会社 社外監査役、東京都公安委員会 委員であります、いずれも当社との間には開示すべき関係はございません。

また、平成26年6月30日までTMI総合法律事務所の顧問弁護士でありましたが、当社との間には開示すべき関係はございませんでした。

#### イ 監査役 村上愛三氏

紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士であります、当社との間には開示すべき関係はございません。

#### ウ 監査役 長島謙氏

当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社の経営企画部担当部長であります。

### ②責任限定契約の締結状況

取締役北井久美子氏、監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役長島謙氏は、それぞれ当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額であります。

### ③当該事業年度における主な活動状況

#### ア 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会(14回開催)		監査役会(15回開催)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 北井久美子	9	81.8	—	—
監査役 加藤 善行	14	100.0	15	100.0
監査役 村上 愛三	14	100.0	15	100.0
監査役 長島 譲	11	100.0	11	100.0

- (注)1. 上記取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。
2. 取締役北井久美子氏は、平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会で取締役に選任されており、取締役会の出席率につきましては、就任後の取締役会開催回数11回で計算しております。
3. 監査役長島譲氏は、平成26年6月27日開催の第11期定時株主総会で監査役に選任されており、取締役会及び監査役会の出席率につきましては、就任後の取締役会開催回数11回及び監査役会開催回数11回で計算しております。

#### イ 取締役会等における発言状況

- ・社外取締役は取締役会に出席し、審議を行い、また当社の経営全般に関して必要な発言ならびに積極的な提言を適宜行っております。特に、女性活躍の推進を含む建設業界における重要な取組課題に関して、専門的見地からの助言・有益な提言を、取締役会その他の場で行っております。
  - ・各社外監査役は取締役会に出席し、取締役会の意思決定の公正性、妥当性を確保する観点から、必要に応じ助言、提言を行っております。また、会計監査人との定例会合に出席するとともに、本支店、子会社等の監査にも適宜参加し、質問を行い、説明を受けております。また、各社外監査役は、監査役会に出席し審議を行うとともに、他の常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じ意見を述べております。
- さらに、各社外監査役は、代表取締役との定例意見交換会にも出席し、活発な意見交換を通じて代表取締役との意思疎通の一層の向上に努めております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①会計監査人の報酬等の額 72百万円
- ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 112百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定

によるものに限る。)を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、海外における税務申告に係る各種証明書発行業務等の対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

## 6. 会社の体制及び方針

**当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制**

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、四半期毎に内部統制委員会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等のは正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

平成26年度におきましては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識の向上を図るため、集合教育ならびにeラーニングによる教育を継続するとともに、全社員へのコンプライアンスカードの配付、コンプライアンスポスターの掲示等、コンプライアンス意識の浸透・高揚に努めました。また、不正防止、自浄機能・牽制機能の向上を目的として、内部通報窓口・ハラスメント相談窓口の周知活動を強化いたしました。さらに、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施してまいりました。平成27年4月22日開催の取締役会においてこれらを踏まえた内部統制システムに係る基本方針の見直しを行い、決議いたしました。

以上のことから、平成26年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

以下は内部統制システムに係る基本方針の概要です。

### (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・役員、社員（出向受入社員、派遣社員等を含みます。）及び関係会社幹部等に対するコンプライアンス教育（企業行動憲章、法令等詳説の周知活動を含みます。）を継続的に実施し、個人及び組織のコンプライアンスの向上を図り、より高い企業倫理の確立を進めております。

- ①本支店各部署がコンプライアンス教育を盛り込んだ年度教育計画を策定し、集合教育に主眼を置いた教育を行うとともに、eラーニングを活用した教育も併用することによりコンプライアンス意識の浸透・高揚に努めております。
- ②重要な法改正、他店事例の水平展開等、教育・周知すべき事項については適宜コンプライアンス教育を実施してまいります。
- ③「経営理念」「企業行動憲章」の社内システムのトップ画面への掲示の継続、eラーニングによる周知教育の実施等の啓蒙活動を実施しております。
- ④海外拠点で開催されるローカルスタッフを交えた諸会議時に「経営理念」「企業行動憲章」の理解促進を図っております。
- ⑤海外事務所（関係会社を含みます。）に対し、社内規則の制定・遵守状況等の内部統制の運用状況チェックを実施し、ローカルスタッフ等に対する内部統制教育を行っております。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づき、財務報告に係る内部統制を運用しております。
- ・監査部は、当社の内部統制システムの構築・運用状況を全社的に監視する部署として、各部署のモニタリング体制及び内部統制システムに係る基本方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を各部署に促しております。（以下の(2)、(3)、(4)及び(5)の各項目についても同様に必要に応じて改善策を促しております。）
- ・内部通報制度の適切な運用により、通報者が不利益にならないように配慮するとともに、牽制機能と自浄作用を強化し、より高い企業倫理を確立することにより、企業の透明性を図っております。
- ・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況（リスク事象の顕在化に係る個別事象の報告を含みます。）については、企画部を担当する取締役が、四半期毎に取締役会に報告しております。（以下の(2)、(3)、(4)及び(5)の各項目についても同様に報告を行っております。）なお、取締役は、当該事業年度に係る内部統制システムの運用状況に関する評価を事業報告に記載しております。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、各所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応しております。
- ・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定（ISMSマニュアル等）により、当社の保有する情報の保護、共有、活用の促進が可能な体制を整備しております。また、ISMS施策を徹底し、情報の流出防止に向けて、継続的に注意を喚起しております。

## (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底しております。
- ①リスク管理の実効性を向上させるために、監査部による内部監査において、リスク管理規則に基づく日常的なリスク管理が適正かつ効果的に行われているか確認しております。



- ②リスク顕在化事例のポイント等をリスクアセスメント実施時に定めているリスク管理チェックリストに追加し、発生したリスク事案の意識付けとリスク意識の向上及び再発防止に努めております。
- ・当社の事業遂行にあたって潜在する重要なリスクを案件毎に精査し、リスクの顕在化防止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応できる体制を強化しております。
    - ①各プロセスにおいて実効性のある審査を適切に実施するとともに、個別工事における損益リスクや、施工・品質リスクの管理を徹底しております。
    - ②部門別の受注・売上・利益等の業績見通しを的確に把握し、目標達成に向けた諸施策の実施を通じて最終利益を確保しております。
    - ③「与信・債権管理プログラム」に則り、工事獲得段階から工事代金入金完了に至るまで与信管理を徹底しております。
    - ④品質（設計を含みます。）トラブルの経営トップ、監査役及び関係部署への迅速かつ確実な報告の徹底を図るとともに、再発防止策の社内水平展開を徹底してまいります。
    - ⑤協力会社に対する定期的・随時の評価を実施し、与信・品質・コンプライアンスの確保の観点より、不良（問題）業者の採用を排除しております。
    - ⑥労務費等のリアルタイムなコスト情報等の発信と早期手配の督促により、調達コストの増加を回避し、損益悪化リスクを低減しております。
    - ⑦案件取組段階からの関係部署間の密な連携・打合せにより情報の共有を徹底するとともに、品質管理体制を強化しております。
    - ⑧ハラスメントに起因する問題に適切に対応するため、ハラスメント相談窓口等が有効に機能するよう、相談員交代の際に教育を実施するとともに、窓口について周知・啓発を行ってまいります。
    - ⑨時短施策を推進し、組織的な取り組みにより、職場環境の整備・改善を図っております。
    - ⑩海外事業に携わる役員・社員（海外駐在員及びその家族、ローカルスタッフ等の海外要員）の安全を確保する体制を維持し、適宜、適切な対応を継続しております。
    - ⑪作業所所員や協力会社に対する集合教育、eラーニング、安全パトロール時のOJT等の安全教育の実施と、実効性のある安全パトロール実施のための支店安全環境部への指導・教育の強化により、災害の撲滅に取り組んでおります。
  - ・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜により、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管理規則」の浸透と定着を図ってまいります。また、社外で発生した具体的なリスク事象を踏まえた危機管理に関する教育を実施しております。
  - ・大規模災害等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、「事業継続計画（BCP）」に定める体制を整備しております。また、首都直下地震等の巨大災害への対応のため、BCPの実効性の継続的な検証・見直しを適時行うとともに、設備や備蓄品の補強を行っております。
- (4) **当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ・取締役会の意思決定機能及び業務執行の監督機能と、執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任の明確

化を図っております。また、原則毎月1回開催する取締役会において、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告し、取締役会の業務執行監督機能の向上を図っております。

- ・改正会社法、東証企業行動規範（コーポレートガバナンス・コード）を踏まえて、取締役会への付議・報告基準を見直し、取締役会の活性化と業務執行監督機能の強化に取り組んでまいります。
- ・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な経営課題について、多面的かつ効率的な検討を加えるとともに、意思決定の迅速化を図っております。
- ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議において進捗状況を把握するとともに、各本部、各支店へのヒアリング、トップへの報告を密に行い、個別工事の損益管理の徹底により、計画の実効性向上を図っております。また、計画の進捗状況を四半期開示に合わせ、取締役会に報告しております。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「経営理念」「企業行動憲章」等、当社グループにおいて基本的な考え方を共有するとともに、関係会社管理規則に基づく管理を実施し、関係会社各社の実状に即したコンプライアンス体制、リスク管理体制の構築を指導・支援する等、実効性のある内部統制システムの構築・運用に継続的に取り組んでおります。
- ①関係会社社長（海外を含みます。）等を対象としたコンプライアンス教育を実施しております。また、受講した経営幹部による自社への教育内容の周知を徹底しております。
- ②関係会社各社に対し、会計対応を中心に業務処理の適正性について定期的な業務検証を実施しております。
- ③関係会社各社の社内規則等について適切な見直し・改定を指導しております。
- ④関係会社各社におけるリスク管理体制やその運用における問題点の是正・改善を指導・支援しております。
- ⑤関係会社各社におけるリスク顕在化事案の適切な情報共有のため、報告体制を整備しております。
- ⑥関係会社各社の新任取締役・監査役を対象として、取締役・監査役の職務遂行にあたって必要な知識会得のための教育を実施しております。
- ⑦関係会社の内部通報窓口と情報を共有し、関係会社におけるリスク顕在化の抑制・防止、リスク顕在化の際の被害の極小化に努めております。
- ・関係会社等の社長による状況報告会等を通じて、各社の年度経営計画の推進状況をモニタリングし、各社の計画達成に向け指導・支援を行っております。
- ・監査部は、関係会社各社の実状に即した内部統制システムの構築・運用状況を監視するとともに、監査指摘事項の是正・改善の徹底に努めております。また、関連事業部・国際支店は、指摘を受けた事項について再発することがないように継続的に監視・指導するとともに、他の関係会社にも注意を促しております。

#### (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効

## 性の確保に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助する専属の使用人（以下、「補助使用人」といいます。）を1名配置し、補助使用人が属する組織として、監査役直属の監査役室を設置しております。当該体制を維持しつつ、更なる機能強化を検討してまいります。また、補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしております。なお、補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内及び関係会社等から収集する権限が付与されております。

### (7) 当社の監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 内部通報窓口は、内部通報があった場合には、経営陣へ報告を行うと同時に、監査役にも遺漏なく報告を行います。
- ・ 当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等から報告を受けた者は、当社及び関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告を行います。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等に対して報告を求めることができます。なお、これらの報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことはありません。
- ・ 監査役が出席する会議、閲覧する資料及び監査役に定期的あるいは臨時的かつ速やかに報告すべき事項を具体的に定め、代表取締役及びその他の取締役等はこれを社内各部署の長に対し周知徹底しております。

### (8) 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払等の手続き・処理等に関する事項

- ・ 監査役は、監査の実施のために社外の専門家に助言を求めまたは調査の実施等を自由に委託することができ、それに伴い生じる前払いを含む費用の発生について、会社はこれらが当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理いたします。

### (9) 当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役及びその他の取締役等の更なる理解促進により、監査役監査の実効性の維持・向上を図っております。
  - ① 監査役は取締役会において、前年度監査の方法と結果の概況及び当年度の監査計画の概要の説明を毎期継続的に実施しております。
  - ② 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、相互認識を深めております。
  - ③ 監査役は、監査役と内部監査部門との連携の実効性を高めるため、内部監査部門との間で定期的に情報交換を行うとともに、必要に応じ社内体制の整備を代表取締役に求めております。
  - ④ 監査役監査の実効性を高めるためにIT環境の整備を進めております。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 記載金額は、本文中の億円単位の表示は表示単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	227,033	流動負債	203,167
現金預金	53,305	支払手形・工事未払金等	132,552
受取手形・完成工事未収入金等	128,591	短期借入金	10,210
未成工事支出金等	30,975	未払費用	4,800
繰延税金資産	2,817	未成工事受入金	34,802
その他	11,442	完成工事補償引当金	866
貸倒引当金	△98	工事損失引当金	3,027
固定資産	52,416	その他	16,905
有形固定資産	24,746	固定負債	36,092
建物・構築物	4,819	長期借入金	9,787
機械・運搬具及び 工具器具備品	3,455	退職給付に係る負債	20,604
土地	16,308	再評価に係る繰延税金負債	304
建設仮勘定	162	その他	5,396
無形固定資産	1,931	負債合計	239,259
投資その他の資産	25,739	(純資産の部)	
投資有価証券	12,061	株主資本	33,278
長期貸付金	6,454	資本金	12,003
繰延税金資産	1,784	資本剰余金	479
投資不動産	3,985	利益剰余金	21,039
その他	10,071	自己株式	△244
貸倒引当金	△8,618	その他の包括利益累計額	1,191
		その他有価証券評価差額金	1,204
		繰延ヘッジ損益	195
		土地再評価差額金	52
		為替換算調整勘定	205
		退職給付に係る調整累計額	△467
		少数株主持分	5,720
		純資産合計	40,190
資産合計	279,450	負債純資産合計	279,450

## 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		377,825
売 上 原 価		349,874
売 上 総 利 益		27,950
販売費及び一般管理費		15,685
営 業 利 益		12,265
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	735	
受 取 配 当 金	97	
保 険 配 当 金 等	163	
為 替 差 益	652	
そ の 他	270	1,920
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	866	
そ の 他	1,320	2,187
経 常 利 益		11,998
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	24	
負 の の れ ん 発 生 益	40	
そ の 他	4	70
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	108	
減 損 損 失	926	1,034
税金等調整前当期純利益		11,033
法人税、住民税及び事業税	4,024	
法 人 税 等 調 整 額	△781	3,243
少数株主損益調整前当期純利益		7,790
少 数 株 主 利 益		835
当 期 純 利 益		6,955

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,003	479	13,826	△242	26,068
会計方針の変更による累積的影響額			267		267
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,003	479	14,094	△242	26,335
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△10		△10
当 期 純 利 益			6,955		6,955
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
土地再評価差額金の取崩			△0		△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	△0	6,944	△1	6,942
当 期 末 残 高	12,003	479	21,039	△244	33,278

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	294	29	40	△357	△787	△781	4,787	30,074
会計方針の変更による累積的影響額							47	315
会計方針の変更を反映した当期首残高	294	29	40	△357	△787	△781	4,835	30,389
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△10
当 期 純 利 益								6,955
自 己 株 式 の 取 得								△2
自 己 株 式 の 処 分								0
土地再評価差額金の取崩								△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	910	166	12	563	319	1,972	885	2,857
当期変動額合計	910	166	12	563	319	1,972	885	9,800
当 期 末 残 高	1,204	195	52	205	△467	1,191	5,720	40,190

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

三井住友建設株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 若松 昭司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	175,345	流動負債	165,520
現金預金	28,790	支払手形	40,663
受取手形	7,275	工事未払金	63,829
完成工事未収入金	98,152	短期借入金	10,133
未成工事支出金	26,969	未払法人税等	1,871
繰延税金資産	1,983	未成工事受入金	30,435
その他	12,384	完成工事補償引当金	736
貸倒引当金	△209	工事損失引当金	2,998
固定資産	43,141	その他	14,851
有形固定資産	8,445	固定負債	29,761
建物・構築物	1,493	長期借入金	9,600
機械・運搬具	983	退職給付引当金	17,171
工具器具・備品	389	その他	2,989
土地	5,434	負債合計	195,281
建設仮勘定	145	(純資産の部)	
無形固定資産	1,261	株主資本	21,808
投資その他の資産	33,435	資本金	12,003
投資有価証券	11,190	資本剰余金	399
関係会社株式・関係会社出資金	3,482	その他資本剰余金	399
長期貸付金	15,767	利益剰余金	9,649
長期前払費用	27	利益準備金	103
繰延税金資産	1,482	その他利益剰余金	9,546
その他	12,462	繰越利益剰余金	9,546
貸倒引当金	△10,977	自己株式	△244
		評価・換算差額等	1,396
		その他有価証券評価差額金	1,200
		繰延ヘッジ損益	195
		純資産合計	23,205
資産合計	218,486	負債純資産合計	218,486



# 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>売 上 高</b>		
完成工事高	284,096	
その他事業売上高	14	284,111
<b>売 上 原 価</b>		
完成工事原価	266,639	
その他事業売上原価	8	266,648
<b>売 上 総 利 益</b>		
完成工事総利益	17,457	
その他事業売上総利益	5	17,463
<b>販売費及び一般管理費</b>		11,076
<b>営 業 利 益</b>		6,387
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息及び配当金	1,161	
保険配当金等	146	
貸倒引当金戻入額	320	
為替差益	656	
受取ロイヤリティ	573	
その他	34	2,892
<b>営 業 外 費 用</b>		
支払利息	913	
証券代行手数料	186	
その他	451	1,551
<b>経 常 利 益</b>		7,728
<b>特 別 利 益</b>		
投資有価証券売却益	2	2
<b>特 別 損 失</b>		
固定資産処分損	58	
関係会社株式評価損	452	
減損損失	233	744
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		6,985
法人税、住民税及び事業税	1,731	
法人税等調整額	△480	1,250
<b>当 期 純 利 益</b>		5,735

## 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						評価・換算 差 額 等				純資産 合 計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計	その 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等 合 計	
		そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計						
当 期 首 残 高	12,003	399	102	3,621	3,723	△242	15,884	300	29	329	16,213
会計方針の変更による累積的影響額				201	201		201				201
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,003	399	102	3,822	3,924	△242	16,085	300	29	329	16,415
当 期 変 動 額											
剰余金の配当				△10	△10		△10				△10
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			1	△1	—		—				—
当 期 純 利 益				5,735	5,735		5,735				5,735
自己株式の取得						△2	△2				△2
自己株式の処分		△0				0	0				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								900	166	1,066	1,066
当期変動額 合計	—	△0	1	5,723	5,724	△1	5,722	900	166	1,066	6,789
当 期 末 残 高	12,003	399	103	9,546	9,649	△244	21,808	1,200	195	1,396	23,205

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

三井住友建設株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 若 松 昭 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 英 仁 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検査することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、あらかじめ当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役がこれらに基づいて実施した監査の状況及び結果について当該監査役から報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めまいりました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社グループの三井住建道路株式会社は、独占禁止法違反の疑いで、平成27年1月に公正取引委員会の立入検査を受けました。監査役会といたしましては、今後の推移を注視するとともに、同社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制並びに当社のグループ内部統制の更なる強化に向けた取り組みについて監査してまいります。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

三井住友建設株式会社 監査役会

常勤監査役	野崎正志	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	加藤善行	Ⓔ
常勤監査役	渡辺宗樹	Ⓔ
監査役（社外監査役）	村上愛三	Ⓔ
監査役（社外監査役）	長島讓	Ⓔ

(注) 常勤監査役渡辺宗樹及び監査役長島讓は平成26年6月27日に就任いたしましたので、第12期事業年度の4月1日より就任までの取締役の職務の執行の監査につきましては、他の監査役から詳細な説明を受け、取締役会議事録他重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ・ 期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案し利益配分を決定する方針としております。

現在推進中の「第4次中期経営計画 2013-2015」におきましては、収益力の改善による早期復配を重点施策に掲げ、安定した経営基盤と強い事業基盤の構築に向けて取り組んだ結果、最終年度の計画値を1年前倒しでクリアすることができました。

また、第12期において当社が発行した全ての優先株式の消却が完了したことから、復配する環境が整ったものと判断し、第12期の期末配当につきましては次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は812,883,652円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は平成26年12月24日に第二回A種優先株式の消却を行い、発行した全ての優先株式の消却を完了いたしました。これに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなりましたので、現行定款にある優先株式の条項を削除し、関連する規定に対し所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、社外取締役でなく業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも会社と責任限定契約を締結することが可能になりましたので、社内外を問わず広く人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条の2(社外取締役の責任限定契約)及び現行定款第34条の2(社外監査役の責任限定契約)の一部を変更するものであります。なお、本議案のうち現行定款第26条の2(社外取締役の責任限定契約)の変更に係る部分の議案提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条の2 (条文省略)	第1条～第4条の2 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(株式の総数)	(株式の総数)
第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26億9,635万9,614株</u> とし、当社の発行可能種類株式総数は、次の通りとする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>26億6,946万4,970株</u> とする。
(1) 普通株式 26億6,946万4,970株	
(2) 第一回優先株式 200万株	
(3) 第二回A種優先株式 450万株	
(4) 第三回A種優先株式 39万4,644株	
(5) 第三回B種優先株式 800万株	
(6) 第三回C種優先株式 600万株	
(7) 第三回D種優先株式 600万株	
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の普通株式ならびに第一回優先株式、第二回A種優先株式、第三回A種優先株式、第三回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の各単元株式数は100株とする。	第7条 当社の単元株式数は100株とする。

現行定款	変更案
第8条～第11条（条文省略）	第8条～第11条（現行どおり）
第2章の2 優先株式	(削除)
(第一回優先株主に対する配当金)	
<p>第11条の2 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、<u>第一回優先株式を有する株主（以下、第一回優先株主という。）または第一回優先株式の登録質権者（以下、第一回優先登録株式質権者という。）</u>に対し、<u>第一回優先株式1株につき年20円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第一回優先配当金という。）を支払う。</u>但し、当該事業年度において第11条の3に定める中間配当金を支払ったときは<u>第一回優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。</u></p>	
<p>2. ある事業年度において第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第一回優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>	
<p>3. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対しては第一回優先配当金または第11条の3に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。</p>	



現行定款	変更案
<p>4. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という。）に先立ち、但し、第二回A種優先株式を有する株主（以下、第二回A種優先株主という。）または第二回A種優先株式の登録質権者（以下、第二回A種優先登録株式質権者という。）、第三回A種優先株式を有する株主（以下、第三回A種優先株主という。）または第三回A種優先株式の登録質権者（以下、第三回A種優先登録株式質権者という。）、第三回B種優先株式を有する株主（以下、第三回B種優先株主という。）または第三回B種優先株式の登録質権者（以下、第三回B種優先登録株式質権者という。）、第三回C種優先株式を有する株主（以下、第三回C種優先株主という。）または第三回C種優先株式の登録質権者（以下、第三回C種優先登録株式質権者という。）および第三回D種優先株式を有する株主（以下、第三回D種優先株主という。）または第三回D種優先株式の登録質権者（以下、第三回D種優先登録株式質権者という。）に劣後して、支払われるものとする。</p> <p>（第一回優先株主に対する中間配当）</p> <p>第11条の3 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対し、第11条の2第4項の順位に従い、第一回優先株式1株につき第一回優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</p> <p>（第一回優先株主に対する残余財産の分配）</p> <p>第11条の4 当社の残余財産を分配するときは、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一回優先株式1株につき500円を支払う。</p> <p>2. 第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</p> <p>（第一回優先株式の取得）</p> <p>第11条の5 当社は、いつでも分配可能額をもって、第一回優先株式を取得することができる。</p>	<p>変更案 (削 除)</p>

現行定款	変更案
(第一回優先株主の議決権)	(削 除)
第11条の6 第一回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。	
(第一回優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)	
第11条の7 当社は、第一回優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。	
(第一回優先株主の取得請求権)	
第11条の8 第一回優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第一回優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。	
2. 取得請求により交付する普通株式数を算出するに当って1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。	
(第一回優先株式の強制取得条項)	
第11条の9 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第一回優先株式は、同期間の末日の翌日(以下、本条において一斉取得日という。)以降の取締役会で定める日をもって、第一回優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。	
2. 前項の場合、当該平均値が、①当初取得価額の200%(以下、本条において上限取得価額という。)を上回るときまたは②当初取得価額の80%(以下、本条において下限取得価額という。)を下回るときは、第一回優先株式1株の払込金相当額を①の場合上限取得価額で、②の場合下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。	
3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。	

現行定款	変更案
<p>(第二回A種優先株主に対する配当金)</p> <p>第11条の10 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対し、第二回A種優先株式1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第二回A種優先配当金という。）を支払う。但し、当該事業年度において第11条の11に定める中間配当金を支払ったときは第二回A種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第二回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対しては第二回A種優先配当金または第11条の11に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。</p> <p>4. 第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者および第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者および第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。</p> <p>(第二回A種優先株主に対する中間配当)</p> <p>第11条の11 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対し、第11条の10第4項の順位に従い、第二回A種優先株式1株につき第二回A種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</p> <p>(第二回A種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第11条の12 当社の残余財産を分配するときは、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二回A種優先株式1株につき500円を支払う。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>(第二回A種優先株式の取得)</u>  第11条の13 <u>当社は、いつでも分配可能額をもつて、第二回A種優先株式を取得することができる。</u>  <u>(第二回A種優先株主の議決権)</u>  第11条の14 <u>第二回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u>  <u>(第二回A種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)</u>  第11条の15 <u>当社は、第二回A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>(第二回A種優先株主の取得請求権)</u>  第11条の16 <u>第二回A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第二回A種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p>2. <u>取得請求により交付する普通株式数を算出するに当って1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u>  <u>(第二回A種優先株式の強制取得条項)</u>  第11条の17 <u>取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第二回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、本条において一斉取得日という。）以降の取締役会で定める日をもって、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p>	<p>変更案 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. 前項の場合、当該平均値が、①当初取得価額の150%（以下、本条において上限取得価額という。）を上回るときまたは②当初取得価額の60%（以下、本条において下限取得価額という。）を下回るときは、第二回A種優先株式1株の払込金相当額を①の場合上限取得価額で、②の場合下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。</p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。  （第三回A種優先株主に対する配当金）</p>	<p>変更案  (削除)</p>
<p>第11条の18 当会社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対し、第三回A種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第三回A種優先配当金という。）を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回A種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。</p>	
<p>2. ある事業年度において第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>	
<p>3. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対しては第三回A種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。</p>	
<p>4. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者、第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者および第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に先立ち、支払われるものとする。</p>	

現行定款	変更案
<p>(第三回A種優先株主に対する中間配当)</p> <p>第11条の19 当社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回A種優先株式1株につき第三回A種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</p> <p>(第三回A種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第11条の20 当社の残余財産を分配するときは、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回A種優先株式1株につき2,500円を支払う。</p> <p>2. 第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(第三回A種優先株式の取得)</p> <p>第11条の21 当社は、いつでも分配可能額をもって、第三回A種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。</p> <p>(第三回A種優先株主の議決権)</p> <p>第11条の22 第三回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(第三回A種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)</p> <p>第11条の23 当社は、第三回A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(第三回A種優先株主の取得請求権)</p> <p>第11条の24 第三回A種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第三回A種優先株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。</p> <p>2. 取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(第三回A種優先株式の強制取得条項)	(削 除)
<p>第11条の25 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかつた第三回A種優先株式は、<u>同期間の末日の翌日（以下、本条において一斉取得日という。）以降の取締役会で定める日をもって、第三回A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回A種優先株式1株の払込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。</u></p> <p>3. <u>前各項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。</u></p>	
(第三回B種優先株主に対する配当金)	
<p>第11条の26 当社は、<u>第36条に定める期末配当を行うときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対し、第三回B種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第三回B種優先配当金という。）を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回B種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。</u></p> <p>2. <u>ある事業年度において第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回B種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>3. <u>第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対しては第三回B種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>4. <u>第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。</u>  <u>(第三回B種優先株主に対する中間配当)</u>  第11条の27 <u>当会社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回B種優先株式1株につき第三回B種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</u>  <u>(第三回B種優先株主に対する残余財産の分配)</u>  第11条の28 <u>当会社の残余財産を分配するときは、第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回B種優先株式1株につき2,500円を支払う。</u></p> <p>2. <u>第三回B種優先株主または第三回B種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>(第三回B種優先株式の取得)</u>  第11条の29 <u>当会社は、いつでも分配可能額をもって、第三回B種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。</u>  <u>(第三回B種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)</u>  第11条の30 <u>当会社は、第三回B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>(第三回B種優先株主の取得請求権)</u>  第11条の31 <u>第三回B種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第三回B種優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p>2. <u>取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></p>	<p>変更案 (削除)</p>



現行定款	変更案
(第三回B種優先株式の強制取得条項)	(削除)
<p>第11条の32 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかつた第三回B種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、本条において一斉取得日という。）以降の取締役会で定める日をもって、第三回B種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>2. 前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回B種優先株式1株の払込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。</p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。</p>	
(第三回C種優先株主に対する配当金)	
<p>第11条の33 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対し、第三回C種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第三回C種優先配当金という。）を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回C種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回C種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対しては第三回C種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。</p>	

現行定款	変更案
<p>4. <u>第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。</u>  <u>(第三回C種優先株主に対する中間配当)</u>  第11条の34 <u>当会社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回C種優先株式1株につき第三回C種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</u>  <u>(第三回C種優先株主に対する残余財産の分配)</u>  第11条の35 <u>当会社の残余財産を分配するときは、第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回C種優先株式1株につき2,500円を支払う。</u></p> <p>2. <u>第三回C種優先株主または第三回C種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>(第三回C種優先株式の取得)</u>  第11条の36 <u>当会社は、いつでも分配可能額をもって、第三回C種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。</u>  <u>(第三回C種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)</u>  第11条の37 <u>当会社は、第三回C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>(第三回C種優先株主の取得請求権)</u>  第11条の38 <u>第三回C種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第三回C種優先株式を取得するのと引換えに普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p>2. <u>取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></p>	<p>変更案 (削除)</p>

現行定款	変更案
(第三回C種優先株式の強制取得条項)	(削除)
<p>第11条の39 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかつた第三回C種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、本条において一斉取得日という。）以降の取締役会で定める日をもって、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>2. 前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回C種優先株式1株の払込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当社が取得する。</p> <p>3. 前各項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。</p>	
(第三回D種優先株主に対する配当金)	
<p>第11条の40 当社は、第36条に定める期末配当を行うときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対し、第三回D種優先株式1株につき年250円を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の期末配当金（以下、第三回D種優先配当金という。）を支払う。但し、当該事業年度において次条に定める中間配当金を支払ったときは第三回D種優先配当金の額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第三回D種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対しては第三回D種優先配当金または次条に定める中間配当金を超えて期末配当または中間配当は行わない。</p>	

現行定款	変更案
<p>4. <u>第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対する期末配当金は、普通株主または普通登録株式質権者、第一回優先株主または第一回優先登録株式質権者および第二回A種優先株主または第二回A種優先登録株式質権者に先立ち、但し、第三回A種優先株主または第三回A種優先登録株式質権者に劣後して、支払われるものとする。</u>  <u>(第三回D種優先株主に対する中間配当)</u>  第11条の41 <u>当会社は、第37条に定める中間配当を行うときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対し、前条第4項の順位に従い、第三回D種優先株式1株につき第三回D種優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議をもって定める額の中間配当金を支払う。</u>  <u>(第三回D種優先株主に対する残余財産の分配)</u>  第11条の42 <u>当会社の残余財産を分配するときは、第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第三回D種優先株式1株につき2,500円を支払う。</u></p> <p>2. <u>第三回D種優先株主または第三回D種優先登録株式質権者に対しては前項の外、残余財産の分配は行わない。</u>  <u>(第三回D種優先株式の取得)</u>  第11条の43 <u>当会社は、いつでも分配可能額をもって、第三回D種優先株式の全部または一部を契約により取得することができる。</u>  <u>(第三回D種優先株主に対する募集株式の割当てを受ける権利等)</u>  第11条の44 <u>当会社は、第三回D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  <u>(第三回D種優先株主の取得請求権)</u>  第11条の45 <u>第三回D種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得る期間中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第三回D種優先株式を取得すると引換えに普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p>2. <u>取得請求により交付する普通株式数を算出するに当たって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(第三回D種優先株式の強制取得条項)	(削 除)
<p>第11条の46 <u>取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかつた第三回D種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、本条において一斉取得日という。）以降の取締役会で定める日をもって、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。但し、上記平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p>	
<p>2. <u>前項の場合、当該平均値が、①発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく上限取得価額を上回るときまたは②発行に際して取締役会の決議で定める取得の条件に基づく下限取得価額を下回るときは、第三回D種優先株式1株の払込金相当額を①の場合当該上限取得価額で、②の場合当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。</u></p>	
<p>3. <u>前各項の普通株式数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項に定める方法によりこれを取扱う。</u> (優先株式の期末配当金および中間配当金の優先順位)</p>	
<p>第11条の47 <u>第三回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の期末配当金および中間配当金の支払順位は、同順位とする。</u></p>	
(優先株式の残余財産支払の優先順位)	
<p>第11条の48 <u>第一回優先株式、第二回A種優先株式、第三回A種優先株式、第三回B種優先株式、第三回C種優先株式および第三回D種優先株式の残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>	
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第16条（条文省略）	第12条～第16条（現行どおり）
(種類株主総会)	(削 除)
<p>第16条の2 <u>第12条第2項、第12条第3項、第13条の2、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	
<p>2. <u>第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>3. <u>会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した種類株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第26条（条文省略） （社外取締役の責任限定契約）</p> <p>第26条の2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第34条（条文省略） （社外監査役の責任限定契約）</p> <p>第34条の2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第35条～第38条（条文省略）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第26条（現行どおり） （取締役の責任限定契約）</p> <p>第26条の2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第34条（現行どおり） （監査役の責任限定契約）</p> <p>第34条の2 当社は、<u>監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第35条～第38条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">のりひさ よしゆき 則久 芳行</p> <p style="text-align: center;">(昭和21年12月9日生)</p>	<p>昭和44年4月 住友建設株式会社入社 平成11年6月 同社土木本部PC営業統括部長 平成12年6月 同社取締役 平成13年6月 同社執行役員 平成15年1月 同社常務執行役員 平成15年4月 当社常務取締役、常務執行役員、土木事業本部副本部長兼PC営業統括部長 平成17年6月 当社専務取締役、専務執行役員 平成19年4月 当社取締役、執行役員副社長 平成20年4月 当社代表取締役 平成22年4月 当社代表取締役社長、執行役員社長 平成27年4月 当社代表取締役会長（現任）</p>	普通株式 25,480株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">あらい ひでお 新井 英雄</p> <p style="text-align: center;">(昭和30年1月11日生)</p>	<p>昭和52年4月 住友建設株式会社入社 平成13年7月 同社土木本部土木統括部技術部長 平成15年4月 当社土木事業本部土木統括部土木技術部長、土木事業本部プロジェクト室リニューアルプロジェクト室長 平成22年4月 当社執行役員、東京土木支店長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役 平成25年4月 当社専務執行役員 平成27年4月 当社代表取締役社長（現任）、執行役員社長（現任）</p>	普通株式 9,821株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式の数
3	<p style="text-align: center;"><b>再 任</b></p> <p style="text-align: center;">ながもと よしお 永 本 芳 生</p> <p style="text-align: center;">(昭和27年5月10日生)</p>	<p>昭和50年4月 株式会社住友銀行入行</p> <p>平成16年5月 株式会社三井住友銀行 営業審 査第一部長</p> <p>平成17年11月 S M F G 企業再生債権回収株式 会社 代表取締役社長</p> <p>平成19年6月 大和証券エスエムビーシー株式 会社 常勤監査役</p> <p>平成21年9月 株式会社三井住友銀行 投資銀 行統括部 参与</p> <p>平成22年3月 当社顧問</p> <p>平成22年4月 当社執行役員副社長(現任)、監 査部担当役員(現任)</p> <p>平成22年6月 当社代表取締役(現任)、監査・ 広報・管理本部管掌(現任)</p> <p>平成25年4月 当社秘書管掌(現任)</p> <p>平成26年4月 当社企画・関連事業・事業開発 推進本部・国際本部管掌(現 任)</p>	普通株式 15,100株
4	<p style="text-align: center;"><b>再 任</b></p> <p style="text-align: center;">なかじま としお 中 島 敏 雄</p> <p style="text-align: center;">(昭和24年8月23日生)</p>	<p>昭和48年4月 三井建設株式会社入社</p> <p>平成12年10月 同社東京建築支店見積部長、調 達部長</p> <p>平成15年4月 当社東京建築支店建築総括部 長、首都圏住宅建設事業部建築 総括部長</p> <p>平成21年4月 当社執行役員、横浜支店長</p> <p>平成23年4月 当社常務執行役員</p> <p>平成24年4月 当社専務執行役員、東京建築支 店長</p> <p>平成26年4月 当社執行役員副社長(現任)</p> <p>平成26年6月 当社代表取締役(現任)</p> <p>平成27年4月 当社安全・建築本部管掌(現 任)、安全環境統轄部担当役員 (現任)</p>	普通株式 12,800株
5	<p style="text-align: center;"><b>再 任</b></p> <p style="text-align: center;">ひろかわ かずひこ 廣 川 和 彦</p> <p style="text-align: center;">(昭和26年10月17日生)</p>	<p>昭和49年4月 三井建設株式会社入社</p> <p>平成14年4月 同社東関東支店建築部長</p> <p>平成15年4月 当社東関東支店建築部長</p> <p>平成20年4月 当社東関東支店長</p> <p>平成22年10月 当社執行役員</p> <p>平成24年4月 当社常務執行役員</p> <p>平成26年4月 当社専務執行役員(現任)</p> <p>平成26年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成27年4月 当社建築本部長(現任)</p>	普通株式 16,300株



候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">み も り よ し た か 三 森 義 隆</p> <p style="text-align: center;">(昭和31年3月12日生)</p>	<p>昭和54年4月 住友建設株式会社入社</p> <p>平成12年1月 同社東京支店建築総括部建築部長</p> <p>平成15年4月 当社東京建築支店建築総括部建築部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員</p> <p>平成25年4月 当社常務執行役員</p> <p>平成27年4月 当社専務執行役員(現任)、建築本部副本部長 兼 営業部門統括(現任)</p>	普通株式 11,700株
7	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">き み じ ま し ょ う じ 君 島 章 兒</p> <p style="text-align: center;">(昭和30年7月29日生)</p>	<p>昭和54年4月 住友建設株式会社入社</p> <p>平成11年6月 同社管理本部総務部長</p> <p>平成15年4月 当社国際事業部総務部長</p> <p>平成23年4月 当社執行役員</p> <p>平成24年4月 当社秘書室担当役員(現任)</p> <p>平成25年4月 当社常務執行役員(現任)、広報室担当役員(現任)、管理本部長(現任)</p> <p>平成25年6月 当社取締役(現任)</p>	普通株式 7,918株
8	<p style="text-align: center;">[再任]</p> <p style="text-align: center;">さ と う と も ひ こ 佐 藤 友 彦</p> <p style="text-align: center;">(昭和29年3月31日生)</p>	<p>昭和52年4月 三井建設株式会社入社</p> <p>平成14年2月 同社経営企画本部提携・統合戦略室長</p> <p>平成15年4月 当社経営企画本部経営企画部次長</p> <p>平成24年4月 当社執行役員、企画部・関連事業部担当役員(現任)</p> <p>平成25年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成26年4月 当社常務執行役員(現任)</p>	普通株式 9,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">再 任 社 外 独 立</div> <p style="text-align: center;">きたい くみこ 北井 久美子 (昭和27年10月29日生)</p> <p style="text-align: center;">平成26年度 取締役会出席状況 11回中9回(81.8%)</p>	<p>昭和51年4月 労働省入省 平成4年6月 同省職業安定局地域雇用対策課長 平成6年6月 同省婦人局婦人福祉課長 平成8年4月 同省婦人局婦人政策課長 平成9年10月 同省女性局女性政策課長 平成11年7月 静岡県副知事 平成13年8月 中央労働委員会事務局次長 平成15年8月 厚生労働省大臣官房審議官 (雇用均等・児童家庭担当) 同省雇用均等・児童家庭局長 平成17年8月 同省雇用均等・児童家庭局長 平成18年9月 中央労働委員会事務局長 平成19年8月 中央労働災害防止協会専務理事 平成23年6月 宝ホールディングス株式会社 社外監査役(現任) 平成24年10月 東京都公安委員会 委員 (現任) 平成26年6月 株式会社協和エクシオ 社外取締役(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年7月 勝どき法律事務所開設 〔重要な兼職の状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勝どき法律事務所 弁護士</li> <li>・ 株式会社協和エクシオ 社外取締役</li> <li>・ 宝ホールディングス株式会社 社外監査役</li> <li>・ 東京都公安委員会 委員</li> </ul>	0株

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 北井久美子氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。
  3. 責任限定契約について  
北井久美子氏は当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
  4. 社外取締役候補者の選任理由等について
    - (1) 社外取締役候補者の選任理由等について  
北井久美子氏は、その幅広い見識及びこれまでの豊富な職歴による経験を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
    - (2) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数  
北井久美子氏の社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって1年となります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役野崎正志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	
<table border="1"><tr><td>再任</td></tr></table> 野崎正志 (昭和29年7月28日生)	再任	昭和54年4月 住友建設株式会社入社 平成13年4月 同社管理本部総務部長 平成15年4月 当社経営企画本部関連事業部長 平成21年1月 当社監査部長 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	普通株式 9,000株
再任			

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 第2号議案(定款一部変更の件)が承認され、かつ、野崎正志氏が監査役に再選され就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び変更後の定款第34条の2の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

## 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成27年6月25日（木曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

### (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader®または、Ver. 6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上



# 三井住友建設株式会社

## 株主総会会場ご案内図

東京都中央区佃二丁目1番6号  
当社本店(2階会議室)  
TEL 03(4582)3000



### <交通アクセス>

#### ○地下鉄をご利用の場合

■月島駅 6番出口より 徒歩9分

(ご参考)

- ・有楽町線改札から6番出口まで 徒歩2分
- ・大江戸線改札から6番出口まで 徒歩3分

#### ○バスをご利用の場合

東京駅八重洲口より都営バス(東16系)にて、約16分

■リバーシティ21 下車 徒歩1分